

# 一般社団法人 BASE 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 BASE と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市下京区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、芸術創造発信拠点として活動する民間の団体と地域金融機関が協働し、芸術創造活動への支援の斡旋、現代芸術の普及及びそれらのための基金を設置することにより、社会における芸術の価値の向上、芸術と地域社会との共生及び芸術の寄与による地域経済の発展を目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1. 芸術創造活動支援のための組織運営事業
2. 芸術創造活動支援のための広報事業
3. 芸術創造活動支援のための基金の設置と運営
4. 当法人の目的に資する人材の育成事業
5. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

#### (退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によりその社員を除名することができる。

#### (社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

#### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
2. 監事 1名

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、員数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第24条 当法人は、代表理事1名を置き、理事会の決議により、選定し、解職する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

(役員報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第44条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

（最初の事業年度）

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年5月31日までとする。

（設立時の理事、代表理事及び監事）

第48条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事

京都市右京区宇多野柴橋町16番地の5

榊田 隆之

京都市山科区西野大手先町6番地1

吾郷 賢

京都市南区東九条明田町7番地 ANTEROOM KYOTO APARTMENT 622号室

蔭山 陽太

京都市上京区榎木町通日暮東入中書町685番地2

矢津 吉隆

京都市上京区榊形通寺町東入三栄町62番地

仲西 祐介

京都市左京区岡崎法勝寺町93番地9 アルム法勝寺201号

林 敏正

京都市上京区今出川通寺町東入一真町85番地

田中 誠一

設立時代表理事

京都市右京区宇多野柴橋町16番地の5

榊田 隆之

設立時監事

滋賀県大津市清和町20番15号

春本智也

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都市右京区宇多野柴橋町16番地の5

榊田 隆之

京都市山科区西野大手先町6番地1

吾郷 賢

京都市南区東九条明田町7番地 ANTEROOM KYOTO APARTMENT 622号室

蔭山 陽太

京都市上京区榎木町通日暮東入中書町685番地2

矢津 吉隆

京都市上京区榊形通寺町東入三栄町62番地

仲西 祐介

京都市左京区岡崎法勝寺町93番地9 アルム法勝寺201号

林 敏正

京都市上京区今出川通寺町東入一真町 8 5 番地

田中 誠一

(法令の準拠)

第 5 0 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

一般社団法人 BASE 設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人みかた社員三方 覚は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 3 年 6 月 日

設立時社員 榊田隆之、吾郷賢、蔭山陽太、矢津吉隆、仲西祐介、林敏正、田中誠一

上記設立時社員の定款作成代理人

京都市上京区荒神口通西三本木下る上生洲町 2 0 6 番地

司法書士法人 みかた

社員 三方 覚